

厚木市労働報酬審議会委員委嘱式

令和元年第1回厚木市労働報酬審議会 次第

日 時 令和元年7月16日(火)

午前10時から

場 所 本庁舎3階 特別会議室

1 厚木市労働報酬審議会委員委嘱式

(1) 委 嘱

2 令和元年度第1回厚木市労働報酬審議会

(1) 開 会

(2) 委員長の選出及び職務代理の指定について …………… 資料1

(3) 諮 問 (労働報酬下限額について)

(4) 会議の公開について

(5) 令和2年度 労働報酬下限額について

ア 他市の労働報酬下限額(工事、委託等)の設定状況 …………… 資料2

イ 労働報酬下限額適用案件一覧 …………… 資料3

ウ 労働報酬下限額(委託等)の推移 …………… 資料4

(6) その他

3 閉 会

《参考資料》

①厚木市公契約条例

②厚木市公契約条例施行規則

厚木市労働報酬審議会委員名簿(50音順)

令和元年7月1日現在

氏名 (敬称省略)	選出母体等	役職
オオカワ ツム 大川 力	厚木商工会議所	サービス業部会副部長 ((株)モリサービス直営事業部 総括部長)
キタハラ タケシ 北原 武	厚木愛甲地域連合	議長
タカハシ マナブ 高橋 学	一般社団法人厚木市建設業協会	理事 (山王建設(株)代表取締役)
ハマタ タケオ 葉山 岳夫	弁護士	
ヒライ アキオ 平井 章夫	神奈川県社会保険労務士会 厚木支部	
ミヤザワ アツシ 宮澤 敦	全建総連厚木建設連絡会	事務局長 (神奈川県土建厚木支部書記長)

厚木市公契約条例施行規則 抜粋

(委員長等)

第8条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

他市の労働報酬下限額設定状況

資料 2-1

工事

(公共工事設計労務単価を8で除して得た額(1円未満の端数がある場合は切り上げる。)にそれぞれの割合を乗じて得た額)

自治体名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚木市 (現年度)		90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
川崎市 (H25年度以降現年度)	90% (前年度)	90%	90%	90%	90%	91%	91%	91%
相模原市 (現年度)	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
渋谷区 (現年度)	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
足立区 (前年度)			90%	90%	90%	90%	90%	90%
千代田区 (H30年度以降現年度)			85%	85%	85%	85%	86%	87%
世田谷区 (現年度)					85%	85%	85%	85%
多摩市 (前年度)	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%	90%
国分寺市 (H26年度以降現年度)		90% (前年度)	90%	90%	90%	90%	90%	90%
野田市 (現年度)	80%	85%	85%	85%	85%	85%	85%	85%

委託等

自治体名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚木市		882円	894円	911円	929円	954円	988円	1,016円
川崎市	899円	907円	907円	910円	928円	964円	995円	1,025円
相模原市	885円	885円	890円	909円	927円	962円	1,000円	1,029円
【参考】神奈川県最低賃金	836円	849円	868円	887円	905円	930円	956円	983円
渋谷区				916円	947円	958円	993円	1,019円
足立区			910円	930円	950円	970円	1,000円	1,030円
千代田区			938円	938円	941円	967円	1,042円	1,077円
世田谷区					950円	1,020円	1,020円	1,070円
多摩市(※)	903円	903円	903円	903円	930円	962円	990円	1,018円
国分寺市(※)		903円	903円	903円	929円	946円	975円	1,005円
【参考】東京都最低賃金	837円	850円	869円	888円	907円	932円	958円	985円
野田市(※)	829円	829円	829円	849円	882円	891円	919円	948円
【参考】千葉県最低賃金	748円	756円	777円	798円	817円	842円	868円	895円

※多摩市、国分寺市、野田市は、業種により下限額が異なるため、最低金額を記載

労働報酬下限額(工事)の各割合 《令和元年度》

資料 2-2

公共工事設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
業種	令和元年度	1時間当たり	80%	85%	90%	95%	100%
特殊作業員	24,400	3,050	2,440	2,593	2,745	2,898	3,050
普通作業員	21,100	2,638	2,111	2,243	2,375	2,507	2,638
軽作業員	14,800	1,850	1,480	1,573	1,665	1,758	1,850
造園工	20,700	2,588	2,071	2,200	2,330	2,459	2,588
法面工	25,400	3,175	2,540	2,699	2,858	3,017	3,175
とび工	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388
石工	27,200	3,400	2,720	2,890	3,060	3,230	3,400
ブロック工	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
電工	23,500	2,938	2,351	2,498	2,645	2,792	2,938
鉄筋工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
鉄骨工	25,400	3,175	2,540	2,699	2,858	3,017	3,175
塗装工	27,900	3,488	2,791	2,965	3,140	3,314	3,488
溶接工	30,600	3,825	3,060	3,252	3,443	3,634	3,825
運転手(特殊)	24,700	3,088	2,471	2,625	2,780	2,934	3,088
運転手(一般)	21,100	2,638	2,111	2,243	2,375	2,507	2,638
潜かん工	29,700	3,713	2,971	3,157	3,342	3,528	3,713
潜かん世話役	35,100	4,388	3,511	3,730	3,950	4,169	4,388
さく岩工	29,600	3,700	2,960	3,145	3,330	3,515	3,700
トンネル特殊工	30,900	3,863	3,091	3,284	3,477	3,670	3,863
トンネル作業員	24,000	3,000	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000
トンネル世話役	32,300	4,038	3,231	3,433	3,635	3,837	4,038
橋りょう特殊工	29,500	3,688	2,951	3,135	3,320	3,504	3,688
橋りょう塗装工	30,800	3,850	3,080	3,273	3,465	3,658	3,850
橋りょう世話役	33,200	4,150	3,320	3,528	3,735	3,943	4,150
土木一般世話役	25,100	3,138	2,511	2,668	2,825	2,982	3,138
高級船員	29,100	3,638	2,911	3,093	3,275	3,457	3,638
普通船員	23,000	2,875	2,300	2,444	2,588	2,732	2,875
潜水士	39,800	4,975	3,980	4,229	4,478	4,727	4,975
潜水連絡員	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388

公共工事設計労務単価(神奈川県)			厚木市労働報酬下限額				
業種	令和元年度	1時間当たり	80%	85%	90%	95%	100%
潜水送気員	26,700	3,338	2,671	2,838	3,005	3,172	3,338
山林砂防工	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
軌道工	43,400	5,425	4,340	4,612	4,883	5,154	5,425
型わく工	25,600	3,200	2,560	2,720	2,880	3,040	3,200
大工	25,300	3,163	2,531	2,689	2,847	3,005	3,163
左官	26,600	3,325	2,660	2,827	2,993	3,159	3,325
配管工	21,700	2,713	2,171	2,307	2,442	2,578	2,713
はつり工	24,800	3,100	2,480	2,635	2,790	2,945	3,100
防水工	27,100	3,388	2,711	2,880	3,050	3,219	3,388
板金工	26,900	3,363	2,691	2,859	3,027	3,195	3,363
サッシ工	24,900	3,113	2,491	2,647	2,802	2,958	3,113
内装工	27,700	3,463	2,771	2,944	3,117	3,290	3,463
ガラス工	24,600	3,075	2,460	2,614	2,768	2,922	3,075
建具工	24,000	3,000	2,400	2,550	2,700	2,850	3,000
ダクト工	21,600	2,700	2,160	2,295	2,430	2,565	2,700
保温工	22,600	2,825	2,260	2,402	2,543	2,684	2,825
設備機械工	23,000	2,875	2,300	2,444	2,588	2,732	2,875
交通誘導員A	15,100	1,888	1,511	1,605	1,700	1,794	1,888
交通誘導員B	13,200	1,650	1,320	1,403	1,485	1,568	1,650

労働報酬下限額適用案件一覧

資料3

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度 (予定)
工事		2	5	7	7	14	11	13
業務委託	給食調理	1	13	5	8	12	0	0
	警備(機械警備以外)	7	8	8	8	8	8	8
	清掃(建物等)	8	8	8	8	6	7	10
	清掃(道路等)	1	2	1	1	2	2	0
	駐車場管理	0	1	1	0	0	0	1
	窓口受付	0	1	1	0	0	0	3
	案内	0	2	2	2	0	0	0
	総合管理	1	0	2	3	4	3	0
	電話交換	0	0	0	0	0	0	1
	合計	18	35	28	30	32	20	23
指定管理		1	3	2	0	3	0	2
合計		21	43	37	37	49	31	38

(当該年度に新たに契約締結をした件数)

◎労働報酬下限額が適用となる公契約の範囲

- 1 予定価格1億円以上の工事請負契約
- 2 予定価格1,000万円以上の業務委託契約
 - ① 庁舎その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備、駐車場管理、※窓口受付、案内又は電話交換に関する契約
 - ② 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
 - ③ 給食の調理に関する契約
- ※令和元年度から「受付」から「受付窓口」に変更
- 3 指定管理協定(金額設定なし:老人憩の家を除く)

労働報酬下限額(委託等)の推移

《想定》

【平成30年度】

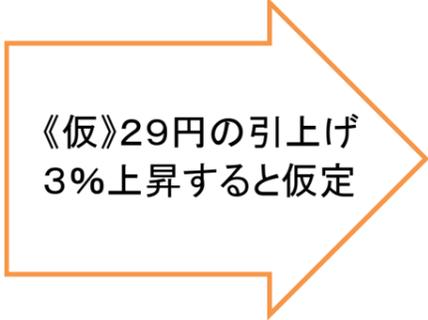
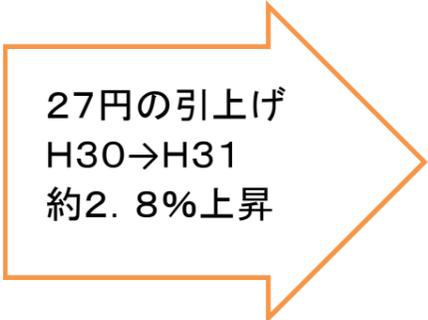
【平成31年】

【令和元年10月】

神奈川県最低賃金

地域別最低賃金を勘案

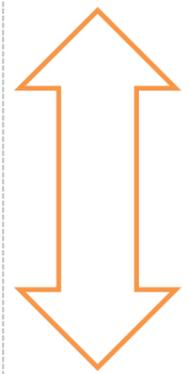
地域別最低賃金を勘案



働き方改革実行計画に「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。」と規定。
平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定



経済財政運営と改革の基本方針2019に「最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円となることを目指す。」と規定。
令和元年6月21日閣議決定



労働報酬下限額

